

高齢女性のくらしと貧困

宮崎 牧子

「第4回世界女性会議 25 周年における政治宣言」(2020 年 3 月 9 日)の中で、「貧困の女性化」に対する取り組みが遅れている 1 領域として「高齢女性」をあげている。そして、その要因として、ジェンダー不平等と複数の差別構造があることを指摘している。

本論文では、高齢女性のくらしと貧困には、ジェンダー不平等と、高齢から生じる差別という複合的な構造がみられることを明らかにする。具体的には、まず、家族介護における性別役割分業から生じる高齢女性の生活、つぎに労働におけるジェンダー差別から引き起こされる高齢女性の年金や低所得の実態、さらに介護保険制度などのサービスの自己負担強化と高齢期の長期化にともなう生活実態といった視点から、高齢女性のくらしと貧困化に言及してみたい。

ジェンダー平等の実現は、高齢女性にとっても、極めて切実な課題であるといわなければならない。

はじめに

2020 年 3 月に開催された第 64 回国連女性の地位委員会において、「第 4 回世界女性会議 25 周年における政治宣言」が採択された。ここにいう第 4 回世界女性会議とは、国際連合創設 50 周年に当たる 1995 年に開催された会議のことであるが、それから 25 年が経過したにもかかわらず、同宣言は女性の地位について以下のような懸念を表明している¹。

すなわち、「全体として進捗の速さ及び深さが十分でないこと、進捗が一様でない地域もあること、依然として大きな格差があり構造的障壁、差別的な慣習及び貧困の女性化を含む障害が残り続けていること」である。それに加えて、「ジェンダー平等並びに全ての女性及び女兒のエンパワーメントを完全に達成した国がないこと、多くの女性及び女兒が生涯を通じて複数の交差的形態の差別、

脆弱性及び周縁化を経験すること、とりわけアフリカ系女性や、HIV 及び AIDS に感染した女性、農村漁村の女性、先住民女性、障害のある女性、移民女性、高齢女性などについて進捗が最も遅いこと」を指摘している(波線は筆者)。

ここに示されているように、貧困の女性化は、ジェンダー不平等に起因する問題であるとともに、とくに高齢女性は貧困に陥りやすいという構造がみられる。高齢期は、女性も男性も一般に貧困が密接に関わってくるが、とくに高齢女性の場合は、ジェンダー不平等に起因する問題が加わって、貧困問題が深刻になりやすい。

1 年金制度にみる女性の状況

この高齢女性の貧困は、世界的な問題である。イギリスの貧困研究者ラウンツリー(Rowntree, B.S.)は、高齢期には、ライフサイクルの中で、幼少期、子育て期と並んで貧困のリスクが高くな

ることを明らかにしている²。日本においても、高齢期は退職その他の理由により収入を得ることが困難になり、年金などに頼って生活を営まざるをえない状況にある。複数の疾病にかかり、それが慢性化するなどして、介護や生活援助を受けながらの生活を余儀なくされることもある。こうして、高齢期に特有の困難が現れてくるのである。

ここで高齢期の収入を考えてみよう。高齢者は一般に年金を主な収入として生活を営んでいる。しかし女性の場合は、これにジェンダー不平等に起因する問題が関係してくる。OECD加盟国の年金制度をみると、程度の差はあれ、どの国も年金受給権は個人の職歴や所得に結びついているため、男女間で年金格差が生じている。加えて、老後の期間が長くなったことも、高齢期の貧困リスクに影響を与えており、平均寿命の長い女性は男性よりも貧困に陥りやすくなるといえる。「高齢期の男女格差の原因は、年金制度の設計よりも労働市場での経験と平均寿命の男女差の方に深いかかりがある」³と指摘されている。

日本の場合、年金制度が現役時代の賃金・所得を直接反映させる仕組みになっていることに加えて、「性別役割分業」意識からくる女性への影響を無視することはできない。すなわち、働く女性が低賃金労働者に位置づけられているうえ、出産、子育て、介護により、離職を余儀なくされたり、仕事の期間が短くなったりすることで、年金受給

額が男性よりも低く抑えられているのである。

実際の年金額をみると、2019年度の1人あたりの平均受給月額は、国民年金5万5,946円、厚生年金14万4,268円であり、国民年金は厚生年金の約38.77%となっている。また、年金額が多い厚生年金の平均受給月額をみると、男性は16万4,770円、女性は10万3,159円であり、女性は男性の約62.6%である⁴。

これら公的年金被保険者の男女比をみると、表1の通りである。国民年金第3号被保険者では女性が多く、女性全体の25%を占めていることから、年金受給額の低い者が女性に多いことがわかる。その一方で、厚生年金被保険者は、男性が8割近いのに対して、女性は5割程度であることから、年金受給月額の格差は明らかである。とくに女性は一般に不安定就労下におかれ、社会保険加入の「4分の3ルール」によって厚生年金に加入できないという事情により、国民年金への加入者とならざるを得ない実態がある。

このように、高齢女性の年金収入が極めて低いことは明白であり、貧困を生みやすい状況にあるといえる。

2 家計収支にみる女性の状況

世帯別の家計収支を、2019年の統計からみてみよう⁵。

まず、高齢無職世帯（二人以上の世帯）をみると、世帯主が60歳以上である世帯の可処分所得は、60～64歳の世帯は155,743円、65～69歳の世帯は222,688円、70～74歳の世帯は215,311円、75歳以上の世帯は208,394円となっている。これに対して、

表1 男女別公的年金被保険者数

(令和元年度末現在、単位：万人)

	総数*	構成比	国民年金第1号被保険者	構成比	厚生年金被保険者	構成比	国民年金第3号被保険者	構成比
総数	6,762	—	1,453	—	4,488	—	820	—
男	3,528	100	757	21.5	2,760	78.2	11	0.3
女	3,234	100	696	21.5	1,728	53.4	809	25.0

(注) 1 国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。

2 厚生年金被保険者には、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者が含まれている。

3 ※は速報値である。

出所：厚生労働省年金局「令和元年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況」より作成

消費支出は、60～64歳の世帯が272,927円と最も高く、年齢階級が上がるにつれて低くなっている（表2）。

つぎに、高齢無職世帯のうち、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯についてみると、実収入は237,659円、可処分所得は206,678円となっている。一方、消費支出は239,947円であり、平均消費性向（消費支出／可処分所得）は116.1%であった（図1）。

また、高齢無職世帯のうち、60歳以上の単身世帯をみると、実収入は124,710円、可処分所得は112,649円であった。一方、消費支出は139,739円、平均消費性向は124.0%となっている（図2）。この60歳以上の単身世帯の2019年の数字を、2015年と比較すると（図3）、実収入に占める社会保障給付の割合は、2015年91.0%（104,832円）、2019年92.7%（115,558円）とほぼ横ばいである。非消費支出も、2015年12,548円に対して、2019年12,061円とほぼ同額になっている。これに対して、消費支出は、2015年を100とすると2019年97へと減少している。しかし、消費支出の中では、食料、家具・家事用品、保健医療、交通・通信への支出が増加している。ここには消費を控える行動をとっていたとしても、物価の値上げ、とくに消費税の影響を強く受けざるをえない状況が示されているといえよう。

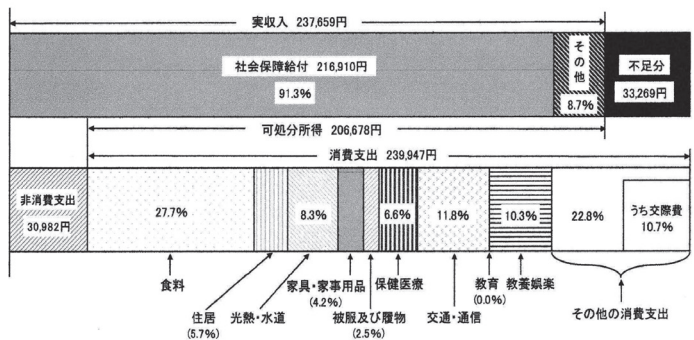
表2 二人以上の世帯のうち高齢無職世帯の家計収支 -2019年- (円)

項目	平均	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
世帯数分布（1万分比）	10,000	503	1,896	2,586	5,015
世帯人員（人）	2.37	2.48	2.44	2.39	2.33
世帯主の年齢（歳）	74.8	62.5	67.2	71.7	80.4
持家率（%）	92.7	89.4	93.6	93.7	92.1
実収入	242,468	188,643	259,448	248,056	238,415
社会保障給付	199,651	113,196	198,770	206,748	204,767
非消費支出	32,188	32,900	36,760	32,745	30,021
可処分所得	210,281	155,743	222,688	215,311	208,394
消費支出	243,260	272,927	271,374	256,315	222,574
黒字	-32,979	-117,184	-48,686	-41,004	-14,180
平均消費性向（%）	115.7	175.2	121.9	119.0	106.8
黒字率（%）	-15.7	-75.2	-21.9	-19.0	-6.8

（注）高齢無職世帯とは、世帯主が60歳以上の無職世帯である。

出所：「家計調査報告〔家計収支編〕2019年（令和元年）平均結果の概要」総務省統計局、17頁

図1 高齢夫婦無職世帯の家計収支 -2019年-



（注）1 高齢夫婦無職世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯である。

2 図中の「社会保障給付」及び「その他」の割合（%）は、実収入に占める割合である。

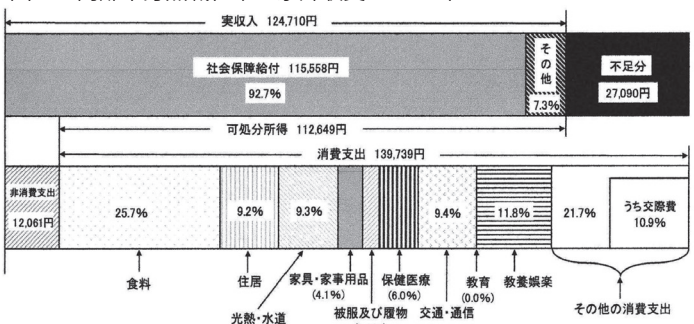
3 図中の「食料」から「その他の消費支出」までの割合（%）は、消費支出に占める割合である。

4 図中の「消費支出」のうち、他の世帯への贈答品やサービスの支出は、「その他の消費支出」の「うち交際費」に含まれている。

5 図中の「不足分」とは、「実収入」から「消費支出」及び「非消費支出」を差し引いた額である。

出所：「家計調査報告〔家計収支編〕2019年（令和元年）平均結果の概要」総務省統計局、18頁

図2 高齢単身無職世帯の家計収支 -2019年-



（注）1 高齢単身無職世帯とは、60歳以上の単身無職世帯である。

2 図中の「社会保障給付」及び「その他」の割合（%）は、実収入に占める割合である。

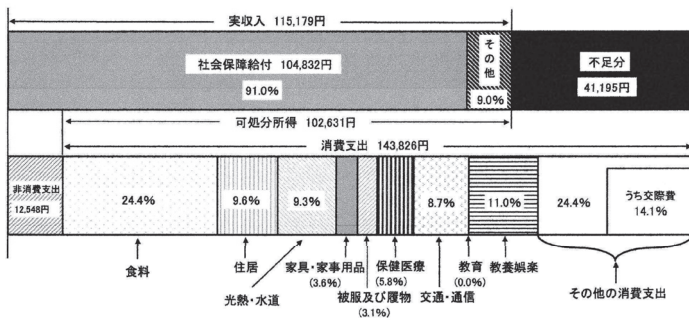
3 図中の「食料」から「その他の消費支出」までの割合（%）は、消費支出に占める割合である。

4 図中の「消費支出」のうち、他の世帯への贈答品やサービスの支出は、「その他の消費支出」の「うち交際費」に含まれている。

5 図中の「不足分」とは、「実収入」から「消費支出」及び「非消費支出」を差し引いた額である。

出所：「家計調査報告〔家計収支編〕2019年（令和元年）平均結果の概要」総務省統計局、18頁

図3 高齢単身無職世帯の家計収支—2015年—



(注) 1 高齢単身無職世帯とは、60歳以上の単身無職世帯である。
 2 図中の「社会保障給付」及び「その他」の割合(%)は、実収入に占める割合である。
 3 図中の「食料」から「その他の消費支出」までの割合(%)は、消費支出に占める割合である。
 出所：「家計調査年報〔家計収支編〕平成27年(2015年)家計の概況」総務省統計局、41頁

このように高齢期は、とりわけ単身世帯において、低所得のもとにおかれているのである。なかでも単身女性は、低所得におかれる比率が高いうえ、現役労働者の時にシングルマザーの場合、低所得であるがゆえに貯蓄などを行うゆとりさえないケースが多くなっていることに注視しなければならない。しかも、税・社会保険料負担が増大し続けており、低所得層にその負担が重くのしかかる逆進性が強まっていることにも留意が必要である。

このことに関連して、つぎに、日本における65歳以上の世帯類型をみてみよう。2019年についてみると、「単独世帯」28.8%、「夫婦のみ世帯」32.3%と、両者が年々増加してきている。そのうち女性の「単独世帯」は2015年で400.3万世帯であり、高齢単独世帯の67.5%を占めている。2040年推計では、540.4万世帯、60.3%へ増加すると予測されている⁶。

また、単独世帯になった理由については、「65歳以上」の男性の34.6%が「死別」であるのに対して、女性は68.6%が「死別」である。「55～59歳」および「60～64歳」では、男性は「未婚」が「離別」より比率が高いのに対して、女性は「未婚」より「離別」の比率が高くなっている⁷。このように、「夫婦のみ世帯」はいずれ「単独世帯」になる可

能性が高く、その場合には、夫との死別によって、妻が一人暮らしになる傾向が高いといえる。さらに、50～64歳の、高齢期に入る前段階の年齢層に着目すると、やはり男性は「未婚」の比率が高いが、女性は「離別」の比率が高くなっている。

さらに注目すべきは、図4に示されるように、「単独世帯」は「夫婦のみ世帯」より、低い所得階級

に分布が集中していることである。とくに女性の「単独世帯」を所得階級別にみると、50～100万円と50万円未満で計27%、150万円未満まで含めると合計約50%を占めていることに注目する必要がある。こうした状況を考えると、高齢女性の場合には貧困リスクが高まっていくことは明白である。

これに加えて、老後期間の長さも、高齢期の貧困リスクに影響するため、平均寿命の長い女性は男性より貧困に陥りやすくなるといえる。65歳の者の平均余命を男性と女性でみると、男性は19.83(2019年)から21.33(2040年推計)、女性は24.63(2019年)から26.48(2040年推計)となっており、65歳以上の女性の老後が25年に及んできていることが明らかになっている。

3 介護保険制度に不安を抱える女性

長期化する高齢期の生活にあって、家族あるいは自分自身に、介護の問題がふりかかる可能性が高いことも考えておかななくてはならない。2000年以降の介護保険制度により、介護サービスの利用にあたっては、自己負担が1割～3割求められるようになった。必要なサービスであっても、「お財布との相談」になる傾向が強まってきている。

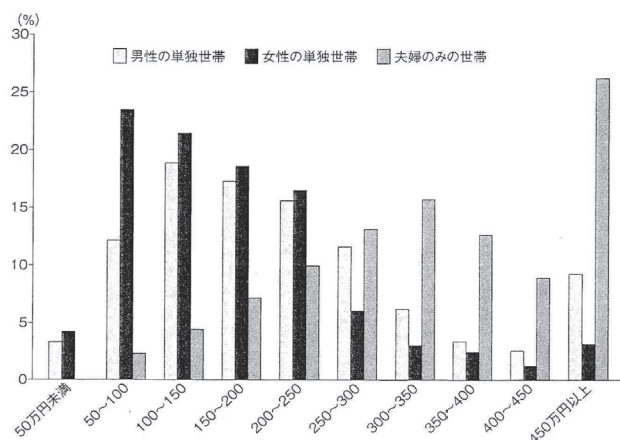
生命保険文化センターの2018年度の調査によると⁸、過去3年間に介護経験がある人に、どのくらいの期間、介護を行ったのかを聞いたところ（現在介護を行っている人は、介護を始めてからの経過期間）、平均54.5カ月（4年7カ月）であった。4年以上介護した割合も4割を超えている。

また、介護の場所について、在宅で行った（行っている）か、施設で行った（行っている）かを聞いてみると、「在宅」は55.6%（2015年57.0%）、「施設」は42.4%（2015年41.5%）であった。さらに、介護に要した費用をみると、住宅改造や介護用ベッドの購入などの一時費用の合計が平均69万円、また月々の費用（介護保険制度の自己負担費用を含む）が平均7.8万円となっている。

この調査結果では、在宅で家族などが介護や身の回りの世話をを行い、介護保険制度などのサービスを利用しながら、介護の経験をした（している）者が5割強となっている。このことをふまえると、介護に要した費用が月平均7.8万円というのは少し低い額であるといえよう。自己負担額を節約したい、家族で担えるからなどの理由で、介護保険制度などのサービス利用を抑制していることが考えられるのである。

たとえば、要介護3を例に考えてみよう。要介護3とは、自力で立ち上がることや歩くことが難しくなり、食事や排泄など身の回りのことなど、ほぼ全てにおいて介護が必要になっている状態である。加えて、認知症の症状がある場合には、常時見守りも必要となる。このような状態にある高齢者単身世帯の場合、別居している家族に頼ることができるかどうかで、在宅生活継続の分かれ道になる。家族のサポートが難しい場合は、介護保険制度などのサービス利用によって、在宅生活を

図4 高齢者世帯の世帯類型別にみた所得階級別構成割合



原資料：厚生労働省「平成29年 国民生活基礎調査」

出所：『女性白書2019』日本婦人団体連合会編、ほるぷ出版、81頁

成り立たせなければならないが、その時には、介護保険制度などのサービスが必要な時に利用できるか否か、費用負担ができるか否かにかかってくる。頼ることのできる家族や親族がいない単身の低所得世帯である場合には、在宅生活の継続は極めて困難になってくるといえる。

在宅生活の継続が困難な場合は、施設入所が選択肢になる。これも、表3からわかるように、入所施設の種類によって、自己負担額に違いがある。この表は自己負担額1割のケースを示しているが、施設サービスの費用は、これだけではない。自己負担額（1割、2割、3割）のほか、居住費、食費（1日あたり1,392円、2020年度）、日常生活費などがかかる（ただし、所得の低い場合は、居住費と食費の軽減がある）⁹。そのうえ、それぞれの施設にはサービスの内容に違いがある、以下、簡単にみてみよう（下線は筆者）。

まず、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム、以下、特養）は、寝たきりや認知症のために常時介護を必要とする人（原則、要介護3～5）で、自宅での生活が困難な人に対して、生活全般の介護を行う施設である。

つぎに、介護老人保健施設は、病状が安定期にあり入院治療の必要はないが、看護、介護、リハ

ビリを必要とする要介護状態の高齢者を対象に、慢性期医療と機能訓練によって在宅への復帰を目指す施設である。

また、介護療養型医療施設（2024年3月末までの経過措置）は、脳卒中や心臓病などの急性期の治療が終わり、病状が安定期にある要介護状態の高齢者のための長期療養施設であり、療養病床や老人性認知症疾患療養病棟が該当する。

最後に介護医療院は、主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上の世話を行う施設である。

このように施設のサービス内容に違いがあることと、自己負担額にも違いがあるため、施設入所を希望する場合には、単純に自己負担額の低い施設を希望するわけにはいかないという面がある。たとえば、東京都高齢者福祉施設協議会の調査によると¹⁰、介護老人福祉施設（特養）に申し込んで待機していても、入所に至らないケースがある。そのケースに該当する者の第1位は「医療依存度の高い方」93.7%であり、第2位は「身元引受人等の入所（居）後の事務手続きなどができない方」44.9%、以下「精神疾患のある方」28.1%、「低所得等でユニット型に入所（居）できない方」24.1%、「生活保護受給者」20.2%、となっている。

この調査結果から、身寄りのない単身者や、低所得者、生活保護受給者については「多床室」でなければ費用を支払えないことが明らかである。したがって、単身で低所得の高齢女性が施設入所を希望する場合においても、同様の困難に直面する可能性があるのである。

4 家族介護の担い手と女性

介護の問題はこれにとどまらない。一般に家族の介護を担っているのは女性であり、このことが女性の貧困の要因となり、高齢女性の貧困化にもつながっている。その根底には、「家庭を守るのは女性」、「老親介護は女性の仕事」という、性別役割分業、ジェンダー不平等の問題が横たわっている。

要介護者等の側から、主な介護者の続柄をみると、6割弱が同居者である。その主な内訳は、配偶者が25.2%、子が21.8%、子の配偶者が9.7%である。また、性別については、男性が34.0%、女性が66.0%と女性が圧倒的に多くなっている¹¹。このことから、配偶者である場合は「妻」、子である場合は「嫁」「娘」という立場で、家族介護には主に女性があたっていることがわかる。

総務省の介護離職に関する調査によると¹²、家

族介護者（回答は1,938名）の仕事と介護の関係については、「仕事あり・介護離職なし」男性22.5%、女性77.5%、「仕事あり・介護離職あり」男性19.6%、女性80.4%、「仕事なし・介護離職あり」男性24.0%、女性76.0%、「仕

表3 要介護3 高齢者の施設サービス利用者負担のめやすについて（令和2年度）
（30日の目安、豊島区の場合）

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	22,792円	22,792円	25,441円
介護老人保健施設（老人保健施設）	26,422円	28,907円	29,038円
介護療養型医療施設（療養病床など）	31,818円	35,218円	35,938円
介護医療院	34,041円	37,638円	38,194円

（注）従来型個室：ユニットを構成しない個室

多床室：ユニットを構成しない相部屋

ユニット型個室：壁が天井まであり、完全に仕切られている個室

ユニット型個室的多床室：壁が天井までなく、すき間がある個室

なお、ユニットとは、少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室によって一体的に構成される場所のことをいう。

出所：「みんなの介護保険利用ガイドブック 令和2年度改正対応版 豊島区」より筆者作成。

事なし・介護離職なし」男性 29.7%、女性 70.3% となっている。このように、女性が圧倒的に家族介護を担っていることが分かる。

それぞれのケースで、家族介護者の年齢層をみると、「仕事あり・介護離職なし」では、50～59 歳 47.9%、60～69 歳 30.7% であり、50～60 歳代が家族介護者になることが多いといえよう。「仕事あり・介護離職あり」では、50～59 歳 47%、60～69 歳 31.1%、40～49 歳 13.2% であることから、50 歳代を境にして介護離職が増えていくことがわかる。また「仕事なし・介護離職あり」では、50～59 歳 42.4%、60～69 歳 38.9% である。家族介護を担うために、仕事を辞めたままの生活が続いているか、あるいは、そのまま定年を迎えてしまったケースが多いことがうかがわれる。最後に「仕事なし・介護離職なし」をみると、60 歳以上で 74% を占めている。これは退職してから家族介護者になっていると考えられる。

以上に示されるように、全体として、男性よりも女性の方が、主に 50 歳代を境として家族介護を担わなくてはならない状況がある。そのために、離職することも多くなり、高齢女性の生活に大き

な影響を与えているのである。

おわりに

高齢女性のくらしと貧困を考える場合、まず、ジェンダー差別によって女性労働者が低賃金、不安定就労におかれていること、また、ライフステージにおいて高齢期は貧困あるいは低所得に陥りやすい状況があること、さらに、これらにプラスして高齢期の長期化が高齢女性の生活を一層厳しい状況に導いている、という結論が導きだせる。

こうした現状を踏まえると、まずは、女性の低賃金、不安定就労を改善し、女性の年金受給額が男性との間で格差のないような状況にすることが不可欠である。さらに高齢期の生活を改善するために、逆進性の高い税制を改め、とりわけ消費税の引き下げ、ないし廃止を求めていくことが必要ではないかと考えられる。

ジェンダー平等の実現は、高齢女性にとっても、極めて切実な課題であるといわなければならない。
(みやざき まきこ・大正大学教授、労働総研常任理事)

- 1 HYPERLINK "https://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_csw/pdf/chii64-e-2.pdf" https://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_csw/pdf/chii64-e-2.pdf、参照。
- 2 ラウントリーについては、武田英樹「ラウントリーの貧困研究を日本の貧困問題にどう活かすべきか」『美作大学短期大学部紀要』Vol.64、2019 年、参照。
- 3 『OECD ジェンダー白書 今こそ男女格差解消に向けた取り組みを！』OECD 編著、濱田久美子訳、明石書店、2014 年、267 頁。
- 4 厚生労働省『令和元年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況』による。
- 5 以下は、総務省統計局『家計調査報告（家計収支編）』2019 年、による。
- 6 『令和 2 年版 厚生労働白書』74、76 頁。
- 7 同上、77 頁。
- 8 生命保険文化センター『平成 30 年度生命保険に関する全国実態調査』。
- 9 このうち居住費（1 日あたり）は、以下の通りである（2020 年度現在）。ユニット型個室 2,006 円、ユニット型個室的多床室 1,668 円、従来型個室 1,668 円（介護老人福祉施設 1,171 円）、多床室 377 円（介護老人福祉施設 855 円）。「みんなの介護保険利用ガイドブック 令和 2 年度改正対応版 豊島区」による。
- 10 東京都社会福祉協議会高齢者福祉施設協議会制度検討委員会『令和 2 年度 東京都内特別養護老人ホーム入所（居）待機者に関する実態調査（最終報告）』2020 年 12 月。
- 11 厚生労働省『国民生活基礎調査』平成 28 年。
- 12 総務省行政評価局『介護離職に関する意識等調査（各種分析結果・家族介護者からの意見等）』平成 30 年 6 月。